# 1 趣旨及び基本方針

項目	確認欄
・日中サービス支援型指定共同生活援助(以下「日中サービス支援型グループホーム」という。)は、 <u>障害者の重度化・高齢化に対応するため</u> に創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し、地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活	□確認した
<u>の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うこと</u> が期待されている。	
・日中サービス支援型グループホームの主な対象者は、 <u>重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者</u> (日によって利用することができない障害者を含む。)である。	□確認した
・日中サービス支援型グループホームは、 <u>常時の支援体制を確保</u> することにより、利用者が地域において家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活援助において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。	□確認した
・事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して日中サービス支援型グループホームのサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供しなければならない。	□確認した
・事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス の提供に努めなければならない。	□確認した
・事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な 体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じな ければならない。	□確認した

# 2 人員に関する基準

項目	確認欄
【世話人】	
・日中サービス支援型グループホームは、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯におけ	口加知12
る世話人の配置総数は、事業所ごとに、常勤換算方法で <u>利用者の数を5で除した数</u>	□確認した
<u>以上</u> である。	
【生活支援員】	
・日中サービス支援型グループホームは、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯におけ	
る生活支援員の配置総数は、事業所ごとに、常勤換算方法で次に掲げる数の合計数	
以上である。	口加知1上
区分3に該当する利用者の数を9で除した数	□確認した
区分4に該当する利用者の数を6で除した数	
区分5に該当する利用者の数を4で除した数	
区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数	
【サービス管理責任者】	
・日中サービス支援型グループホームは、事業所ごとに、次の利用者の区分に応じ	
て、サービス管理責任者を配置する。	
利用者数が30人以下 1以上	□確認した
利用者数が31人以上 1に利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すご	
とに1を加えて得た数以上	
【夜間支援従事者】	
・日中サービス支援型グループホームは、共同生活住居(ユニット)ごとに、夜間及	口が知した
び深夜の時間帯を通じて、1以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務	□確認した
を行う世話人又は生活支援員)を配置する。	
【利用者数の算定】	
・世話人、生活支援員、サービス管理責任者の配置における利用者数の数は、前年度	口加到1十
の平均値とする。	□確認した
※新規に指定を受ける場合は適切な推定数により算定をする。	
【常勤の配置】	
・日中サービス支援型グループホームの従業者のうち、1人以上は常勤でなければな	□確認した
らない。	
【管理者の配置】	
・日中サービス支援型グループホームは、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤	
の管理者を置く。(事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従	口砕図した
事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)	□確認した
・管理者は、適切な日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するために必要な知	
識及び経験を有する者でなければならない。	

### 3 設備に関する基準について

# (1) 立地について

項目	確認欄
・日中サービス支援型グループホームに係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同	ロはい
程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入	□ ¼ v. □いいネ
所施設又は病院の敷地外にある。	
・日中サービス支援型グループホームに係る共同生活住居は、日中活動のサービス事	□はい
業所と併設や隣接をしていない。	□いいえ
・利用者に対し、住居において昼夜を通じた介護等の支援を行うものであることか	
ら、一定の地域に住居を集約して立地することによって、住宅地又は住宅地と同程	□はい
度に利用者の家族や地域住民との交流の機会の確保に支障が生ずることがないよう	□いいえ
に留意している。	
・地震ハザードマップ、風水害ハザードマップ等を確認し、できるだけ災害リスクの	ロはい
高い場所を避けた立地となっている。	□いいえ

# (2) 共同生活住居の定員について

項目	確認欄
・日中サービス支援型グループホームは、1以上の共同生活住居を有するものとし、	□はい
当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上となっている。	□いいえ
・新築建物の場合の共同生活住居の定員は2人以上10人以下となっている。	
※新築建物の場合で、1の建物に複数住居を設けることで1の建物の定員合計を11	□はい
人以上20人以下とする場合、入口(玄関)が別になっている等、建物構造上、住	□いいえ
居ごとの独立性が確保されており、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同	
して暮らせる環境づくりに配慮されているか。	
・既存建物の場合の共同生活住居の定員は2人以上20人以下となっている。	□はい
	□いいえ
・ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっている。	□はい
※大規模になることで、食事や入浴の順番等を決めたりすることが難しくなったり、	□いいえ
世話人等が利用者の生活に個別に対応することが難しくなっていないか。	

# (3) 構造及び設備について

項目	確認欄
【利用者の特性に応じて工夫した設備】	
○日中サービス支援型グループホームの主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活	
動サービス等を利用することができない障害者が対象とされている。将来的な重度	
化・高齢化による身体機能の低下に対しても合理的な配慮ができる設備となってい	
るか。	
・駐車場から施設の入口まで、段差がないかスロープを設置している。	
・施設の入口、居室の入口は、十分な間口幅を確保している。 (概ね80cm以上)	
・施設内の廊下は、十分な幅を確保している。 (概ね120cm以上)	
・ユニット毎に、車椅子使用者用トイレを設置している。	□はい
・車椅子利用者が円滑に移動できるフロアに、風呂場、居間を設置している。	□いいえ
・居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備については、利用者の状	
況や昼夜を通じた介護等の支援を行うことを考慮した上で、十分な広さを確保して	
いる。	
・居室以外に日中活動のできるスペースを確保している。	
(10名定員の場合、概ね20㎡以上)	
・1つの共同生活住居に複数のユニットがある場合や、同一敷地内や近接する立地で	
複数の共同生活住居を設置する場合、2階以上の移動が円滑にできるようエレベー	
ターを設置している。	
・スプリンクラーを設置している。	
・共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備	□はい
を設置している。 (風呂、トイレ、洗面所、台所、居間、日中活動スペース)	□いいえ
・1の居室の定員は1人とし、居室の面積は、収納設備等を除き7.43㎡以上と	□はい
なっている。	□いいえ

# 4 運営に関する基準

項目	確認欄
【短期入所の設置】	
・事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定短期入所(併設	□確認した
事業所又は単独型事業所に係るものに限る。)を行う。	
【心身状況等の把握】	
・事業者は、日中サービス支援型グループホームのサービス提供に当たっては、利用	□確認した
者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基	口作が した
づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。	
【障害福祉サービス事業者等との連携等】	
・事業者は、日中サービス支援型グループホームを提供するに当たっては、地域及び	
家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業者等	
その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めな	□確認した
ければならない。	
・事業者は、日中サービス支援型グループホームの提供の終了に際しては、利用者又	
はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービ	
スを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	
【入退去】	
・日中サービス支援型グループホームは、共同生活住居への入居を必要とする利用者	
(入院治療を要する者を除く。) に提供される。	
・事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の	□確認した
把握に努めなければならない。	
・事業者は、利用者の退去の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境	
や援助の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行う。	
【計画相談支援】	
・適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型グループホームを行う事業者	
と計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましい。	□確認した
・日中サービス支援型グループホームの利用者に対する計画相談支援の提供について	., , =
は、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、 <u>モニタリング実施標準期</u>	
<u>間は3月間</u> である。	
【地域との連携】	
・事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連	
携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	□確認した
・事業者は、日中サービス支援型グループホームが地域に開かれたものとして運営さ	
れるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等の地域との交	
流に努めなければならない。	

項目	確認欄
【取扱方針】	
・事業者は、日中サービス支援型グループホームに係る個別支援計画に基づき、利用	
者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の	
状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、	
日中サービス支援型グループホームの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう	
に配慮する。	
・事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して日中サービス支援型指定グ	
ループホームの提供を行う場合には、日中サービス支援型グループホームに係る個	
別支援計画に基づき、当該利用者が、継続した日中サービス支援型指定共同生活援	
助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利	□確認した
用者の処遇に支障がないようにする。(体験利用の機会を設けたりする等により、利	
用者の意向を確認する。)	
・事業者の従業者は、日中サービス支援型グループホームの提供に当たっては、懇切	
丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しや	
すいよう説明を行う。(簡単な募集や面接だけではなく、グループホームでの生活、	
日中活動サービス等の利用等について、分かりやすく丁寧に説明する。)	
・事業者は、その提供する日中サービス支援型グループホームの質の評価を行い、常	
にその改善を図る。	
【個別支援計画】	
・サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者の有する能力、	
その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望す	
る生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営む	
ことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	
・サービス管理責任者は、特定相談支援事業所等が作成したサービス等利用計画を踏	
まえて、他の保健医療サービス又はその他の障害福祉サービス等との連携も含め	
て、個別支援計画の原案を作成しなければならない。	
・サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議(利用者に対する指定共同	□確認した
生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議)を開催し、個別支援計画の	二作形 した
原案の内容について意見を求めなければならない。	
・サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握	
(モニタリング) を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見	
直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行わなければならない。	
・日中活動サービス等を利用することができず、日中を日中サービス支援型グループ	
ホームで過ごす利用者の支援に当たっては、当該利用者の意向を踏まえた個別支援	
計画に基づき、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ること	
ができるように努めなければならない。	

項目	確認欄
【相談及び援助】	
・事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努	
め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言そ	
の他の援助を行わなければならない。(買い物や散歩等の外出機会、家族や友人等	
との交流機会を設ける等、利用者個々に合った活動的な生活が送れるように、支援	□確認した
内容を具体的に示せるようにする。)	
※日中をグループホーム内で過ごす利用者が、日中も居室のみで過ごすことにならな	
いような支援プログラムを検討する。	
【介護及び家事等】	
・介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生	
活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。	
・調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努め	
なければならない。	□確認した
・事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。	
・事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、事業所の従業者以外の	
者による介護又は家事等(日中サービス支援型グループホームとして提供される介	
護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。	
【社会生活上の便宜の供与等】	
・事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利	
用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。	
・事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービス	
の事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。	
・事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、	
その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって	
行わなければならない。	□確認した
・事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流	
等の機会を確保するよう努めなければならない。	
・利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利	
用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図れるように、特定相談支援事業	
所又は他の障害福祉サービス事業所と綿密な連携を図り、連絡調整に努めなければ	
ならない。	

# 5 協議の場について

項目	確認欄
・日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活	
援助の提供に当たっては、川口市自立支援協議会協議会に対して定期的に日中サー	□確認した
ビス支援型グループホームの事業の実施状況等を報告し、協議会による評価を受け	□1/進売 ∪ /こ
るとともに、協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	
・事業者は、新規指定、変更(例:介護包括型→日中サービス支援型)の申請にあた	
り、事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保	□虚籾した
を図る観点から、協議会に対し運営方針や活動内容等を説明し、協議会による評価	□確認した
を受け、その内容を川口市に提出しなければならない。	
・事業者は、事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質	
の確保を図る観点から、協議会に対し、少なくとも年に1回以上、事業の実施状況	口地到1七
等を報告し、実施状況等について協議会による評価を受けるとともに、協議会から	□確認した
必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。	
・協議会には、法人代表者(又は事業責任者)、管理者(予定者)、サービス管理責	
任者(予定者)など、協議会に提出する資料、事業内容について責任を持って説明	□確認した
をする。	
・協議会での評価や意見、要望、助言等には強制力はないが、地域に開かれたサービ	
スとすることにより、サービスの質の確保図る観点で実施していることから、助言	□確認した
等を尊重し、事業に反映に努めなければならない。	
・市において、事業者の制度理解や事業内容について確認をしながら、協議会への提	□確認した
出書類の修正や追加を依頼することがある。	二十年で しん
・制度理解、事業内容が協議会における評価を実施するに至っていないと判断される	口砕割した
場合は、事業者の責任において事業開始を延期する等の措置を取る。	□確認した
・協議会に事業開始前の事前説明を実施後に、事業内容等について変更が生じた場合	□確認した
には、再度協議会での説明をしていただく場合がある。	
・事業者は、協議会における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備する。	□確認した